

# 福島県教員採用試験

## 教職教養

令和8年度(2025年実施)

1 次の条文は、学校教育法及び法令Aの一部である。次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、[ア]、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第19条 [イ]理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

法令A

第1条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び[ウ]等について規定する。

- (1) 文中の[ア]～[ウ]に当てはまることばを書きなさい。  
(2) 法令Aの名称を略さず書きなさい。

2 次の条文は、地方公務員法の一部である。文中の[ア]～[エ]に当てはまることばを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の[ア]に忠実に従わなければならない。

第33条 職員は、その職の[イ]を傷つけ、又は職員の職全体の[ウ]となるような行為をしてはならない。

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその[エ]のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- |          |        |      |      |       |
|----------|--------|------|------|-------|
| a 信用失墜   | b 職責遂行 | c 信頼 | d 法令 | e 命令  |
| f 適格性の欠如 | g 業務   | h 信用 | i 服務 | j 不名誉 |
| k 指示     | l 使命   |      |      |       |

3 次の条文は、教育基本法の一部である。下線部 a~d それぞれにおいて、正しいことばを○、誤りであれば正しいことばを書きなさい。

第1条 教育は、人格の a 完成 を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の b 多様性 を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(第一号省略)

二 c 他者 の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

(第三号、第四号、第五号省略)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、d 普通教育 を受けさせる義務を負う。

(第2項、第3項、第4項省略)

4 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第1章 総則 第1小〈中〉学校教育の基本と教育課程の役割」の一部である。次の(1)~(3)の問いに答えなさい。 ※中学校は〈 〉内で読み取る。

4 各学校においては、児童〈生徒〉や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の〔ア〕に必要な教育の内容等を教科等〔A〕な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を〔イ〕してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を〔ウ〕するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ〔B〕に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「〔エ〕・マネジメント」という。）に努めるものとする。

(1) 文中の〔ア〕~〔ウ〕に当てはまることばを下記のa~jから選び、その記号を書きなさい。

a 遂行    b 確保    c 実現    d 省察    e 構築    f 達成  
g 評価    h 確認    i 整備    j 具現

(2) 文中の〔A〕と〔B〕の組み合わせとして正しいものを、下記の①~④から選び、その記号を書きなさい。

① A：横断的    B：計画的    ② A：系統的    B：計画的  
③ A：横断的    B：継続的    ④ A：系統的    B：継続的

(3) 文中の〔エ〕に当てはまることばを書きなさい。

5 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価」の一部である。文中の〔ア〕～〔エ〕に当てはまることばを下記のa～jから選び、その記号を書きなさい。 ※中学校は〈 〉内で読み取る。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童〈生徒〉の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や〔ア〕、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童〈生徒〉が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう〔イ〕を重視した学習の充実を図ること。

(2)～(4) 省略

(5) 児童〈生徒〉が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と〔ウ〕ことの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 児童〈生徒〉が自ら学習課題や学習活動を〔エ〕機会を設けるなど、児童〈生徒〉の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 省略

- |           |           |        |        |
|-----------|-----------|--------|--------|
| a 個別最適な学び | b 主体性     | c 選択する | d 対話する |
| e 協働する    | f 学びに向かう力 | g 応用力  | h 過程   |
| i 意欲      | j 設定する    |        |        |

- 6 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第3章 特別の教科道徳 第2 内容」と「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。次の（1）、（2）の問いに答えなさい。 ※中学校は〈 〉内で読み取る。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の〔ア〕である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

（以下、省略）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 児童〈生徒〉の学習状況や〔イ〕に係る成長の〔ウ〕を〔エ〕に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、〔オ〕などによる評価は行わないものとする。

（1） 文中の〔ア〕に当てはまることばを書きなさい。

（2） 文中の〔イ〕～〔オ〕に当てはまることばを下記のa～mから選び、その記号を書きなさい。

- |       |         |       |       |           |
|-------|---------|-------|-------|-----------|
| a 態度  | b 主体性   | c 度合い | d テスト | e 自律性     |
| f 計画的 | g 数値    | h 道徳性 | i 成果  | j 多面的・多角的 |
| k 様子  | l 道徳的行動 | m 継続的 |       |           |

- 7 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第6〈5〉章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容」の一部である。下線部a～dそれぞれにおいて、正しいければ○、誤りであれば正しいことばを書きなさい。 ※中学校は〈 〉内で読み取る。

〔学校行事〕

1 目標

全校又は学年の児童〈生徒〉で協力し、よりよい学校生活を築くための a 体験的な活動を通して、集団への所属感や b 団結力を深め、 c 助け合いの精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

（2省略）

3 内容の取扱い

- （1） 児童〈生徒〉や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを話し合い、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

問題番号		正答	配点	
1	(1)	ア	義務教育学校	1
		イ	経済的	1
		ウ	研修	1
	(2)	-	教育公務員特例法	1
2	ア	-	e	1
	イ	-	h	1
	ウ	-	j	1
	エ	-	b	1
3	a	-	○	1
	b	-	自由	1
	c	-	個人	1
	d	-	○	1
4	(1)	ア	c	1
		イ	g	1
		ウ	b	1
	(2)	-	①	1
	(3)	-	カリキュラム	1
5	ア	-	f	1
	イ	-	h	1
	ウ	-	e	1
	エ	-	c	1
6	(1)	ア	要	1
	(2)	イ	h	1
		ウ	k	1
		エ	m	1
		オ	g	1
7	a	-	○	1
	b	-	連帯感	1
	c	-	公共	1
	d	-	振り返り	1